

平成27年 No.15

○国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部を改正する要項

改正理由

教育研究経費の事項の見直し等により重点研究費が廃止され，新たに若手教員等研究支援費が設けられたことに伴い所要の改正を行うものである。

承認経過

平成27年 4 月15日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成27年 4 月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項（平成24年 2 月 2 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部改正について

改正理由：教育研究経費の事項の見直し等により重点研究費が廃止され，新たに若手教員等研究支援費が設けられたことに伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （業務） 第3条 推進本部は，次に掲げる業務を行う。 - 研究活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案 - 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案 - 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案 - 大学と附属学校の共同研究の推進 - センターの研究活動の推進 - 受託研究及び共同研究の受入 - 科学研究費助成事業等外部資金導入の推進 <u>若手教員等研究支援の推進</u> - その他研究活動の推進に必要な業務 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成27年4月16日から施行し，平成27年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （業務） 第3条 推進本部は，次に掲げる業務を行う。 - 研究活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案 - 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案 - 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案 - 大学と附属学校の共同研究の推進 - センターの研究活動の推進 - 受託研究及び共同研究の受入 - 科学研究費助成事業等外部資金導入の推進 <u>学内重点研究の推進</u> - その他研究活動の推進に必要な業務 〔省略〕